

ハ大會又ハ中央委員會ノ指示ニ依テ總會事務所ノ移転ニ關シテハ大會ノ承認ヲ得ルニシテ之ヲ行フベシ

第二十二條 本同盟總會ニ加入シタル會員ハ一ニ總會ニ加入スルニシテ

ハ大會ニ加入スルニシテ之ヲ行フベシ

ハ大會ニ加入スルニシテ之ヲ行フベシ

ハ大會ニ加入スルニシテ之ヲ行フベシ

ハ大會ニ加入スルニシテ之ヲ行フベシ

ハ大會ニ加入スルニシテ之ヲ行フベシ

ハ大會ニ加入スルニシテ之ヲ行フベシ

ハ大會ニ加入スルニシテ之ヲ行フベシ

第二十一條 本同盟ニ加入スルニシテ之ヲ行フベシ

第六章 總會

建設ニ關シテハ中央委員會ニ對シテ之ヲ行フベシ

六、本同盟ノ統制ニ服セザル場合

財團法人協同會大阪支所

ヲナスモノトス

イ、本同盟ノ綱領、主張、規約ヲ遵守セザル場合

ロ、第二十一條第二項ノ義務ヲ履行セザル場合

ハ、本同盟ノ統制ニ服セザル場合

第二十三條 組合員個人ニ對スル處罰權ハ其ノ組合員所屬組合並ニ中央委員會ニアルモノトス

第六章 會計

第二十四條 本同盟ノ經費ハ加盟組合ニ於テ之ヲ負擔ス但シ負額ハ大會ニ於テ決定ス

第二十五條 本同盟ノ收入及支出ニ關スル計算及ビ決算ハ大會ニ附議シ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第二十六條 本同盟ノ會計年度ハ毎年 月 日ヨリ翌年 月 日ヲ以テス

但シ大會期日變更ノ際ハ大會二ヶ月前ヲ以テ會計年